

答 申 第 1 2 3 号
令和 2 年 11 月 5 日
(諮問公第141号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった3(1)ア及びイの公文書について、特定の個人が識別される情報を除き、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年2月19日付けで、「鹿児島県が1月に実施した、新たな総合体育館整備にかかわるアンケート調査で、よせられた自由意見のすべて」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年3月23日付け企第101号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年3月23日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

不開示とする公文書の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 個人情報保護委員会によると、個人情報とは、生きている個人に関する情報であって「その人が誰なのかわかる」情報を言うところアンケートの記述で個人を特定できるはずがない。

記述を読んだだけで、どこの誰の意見だと個人が識別できないのは明らかであり、条例第7条第1号（個人に関する情報）のただし書に該当しないと主張は誤りである。

イ 自由意見については、個人の内心に関する情報で、それを公にすることが利益を害するおそれがあると結びつけるのは強引であり、根拠薄弱、具体性が全くない説得力のかけらもない主張と言わざるをえない。

ウ 既に意見の要約は公表しているのに、すべてを公表したからといって事業の遂行に支障を及ぼすという説明は破綻している。

エ 実施機関はアンケート調査は、公開を前提として実施したものではないとしているが、そもそも公開するか、しないかを明らかにせず、アンケートを実施したことが誤りだったと指摘するしかない。

オ 実施機関は、公にすることを望まない回答者が存在するものと考えとするが、推測であり、推測でこの情報公開制度を運用していることにあきれるしかない。推測でなく、回答者に了解を得ればいだけである。

カ 実施機関は、今後のアンケート調査に影響があるとも主張するが、パブリックコメントは公開するとして意見を求めており、公開されるからといって寄せられるコメントがなかったという事例は聞いたことがない。

キ 実施機関は、一部公表していると正当化しようとしているが、「すべての内容が公表されないまま」（〇〇新聞記事）であり、県民は自由意見の中身の割合（県庁東側に賛成か反対か）などを知りたいと考えているということではないのか。

ク 不透明感満載の行政を、情報公開制度でされてはたまらない。断じて許されるはずはなく、条例の適正な運用を求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 新たな総合体育館の整備に係るアンケート調査について

イ 新たな総合体育館の整備に係るアンケート調査回答用紙（FAX）

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

(ア) 3(1)ア及びイの自由意見は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 自由意見については、新たな総合体育館の整備に関する回答者の率直で忌憚ない意見が具体的に記載されているため、個人の内心に関する情報である。

よって、条例第7条第1号に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当

(ア) 3(1)ア及びイの自由意見は、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。

(イ) 当該アンケート調査は、公開を前提として実施したものではなく、自由意見については、公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容を第三者に見られることに抵抗感を持つ回答者や、記載内容により、特定の個人が識別されてしまうのではないかと不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。

したがって、自由意見を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後、県が同様のアンケート調査を実施した場合に協力を躊躇したり、率直な意見を記載しなくなることにより、回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) なお、当該アンケート調査の結果について、県ホームページ上で公表している内容は、自由意見のうち、集約した代表的な意見の一部を抜粋し、整理したものであって、回答者の自由意見そのものを公表しているわけではない。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

3(1)イの個人名、FAX番号、電話番号、個人が特定される部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年4月22日	諮問公第141号に係る諮問を受けた。
5月27日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
7月30日	諮問の審議を行った。
9月16日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
10月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、3(1)ア及びイの自由意見について、条例第7条第1号及び条例第7条第6号に該当するとし、3(1)イの個人名、FAX番号、電話番号、個人が特定される部分について、条例第7条第1号に該当するとして、一部開示決定

を行っている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、不開示とする公文書の開示を求めていることから、本件対象公文書が実施機関の主張する条例第7条第1号及び第6号に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

- a 自由意見について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、不開示であると主張している。

これに対して、審査請求人は、上記2(3)ア及びイのとおり、同号には該当しない旨主張している。

したがって、条例第7条第1号前段と後段で分けて各々該当するか以下検討する。

b 条例第7条第1号前段該当性

実施機関が実施したアンケート調査は、県内外を問わず、誰であっても、参加できるものであったこと及び回答については任意であったことからすれば、回答者の母集団が特定されているのであれば格別、そうではない本件については、記載内容から特定の個人を識別することは、一般的に、極めて困難であると考えられる。

ただし、審査会において、対象公文書を見分したところ、一部には、回答者自

身の住所及び氏名等特定の個人を識別できる記載も確認された。そのため、当該情報を除き、条例第7条第1号前段には該当しない。

c 条例第7条第1号後段該当性

本アンケート調査は、新たな総合体育館の整備に関するものであり、個人の人格と密接に関連するような内容ではなく、また、回答は任意で、回答者が実施機関に対して、自らの意見等を積極的に伝えることを目的として書かれたものであると考えられることから、公開されたとしても、回答者の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

したがって、条例第7条第1号後段には該当しない。

d 3(1)イの個人名、FAX番号、電話番号、個人が特定される部分について

当該部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）について

(ア) 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(イ) 条例第7条第6号該当性

a 実施機関は上記3(2)のとおり、3(1)ア及びイの自由意見は、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示であると主張している。

これに対して、審査請求人は、上記2(3)ウ及びカのとおり、同号には該当しない旨主張している。

したがって、条例第7条第6号に該当するか以下検討する。

b 条例第7条第6号該当性

実施機関は、「公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容を第三者に見られることに抵抗感を持つ回答者や、記載内容により、特定の個人が識別されてしまうのではないかとの不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる」、「自由意見を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後、県が同様のアンケート調査を実施した場合に協力を躊躇したり、率直な意見を記載しなくなることにより、回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

しかし、当該アンケート調査は、広くインターネット等を通じて行われたものであり、アンケートの結果だけからは回答者個人が推認されるおそれはほとんどなく、また、内容も総合体育館の整備に関するもので、公にされたとしても個人の権利利益を害するとも言えないことからすると、公にすることによって、今後同様のアンケート調査の適正な実施に支障を生ずるとは考えにくい。

実施機関は、同様の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれをいうが、実質的な「支障」の程度や、そのおそれについて法的保護に値する蓋然性のあることが示されたとは言い難い。

したがって、条例第7条第6号には該当しない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。